

19. 取締役の責任と法令違反～最判平12.7.7【百選49】

【論述例】

- 1 Xらは、株主代表訴訟（847条3項）を提起して、Yらに対して、A社に本件損失補填による補填相当額の損害を賠償するよう請求することが考えられる。
 - 2 そこで、その訴訟要件を検討するに、XらはA社の「株主」であるから、A社が「公開会社」であれば「6か月…前から引き続き株式を有する」ことを条件として、A社が「公開会社でない株式会社」であれば無条件として、原告適格が認められる（同条1項本文、2項）。そこで、Xらは、A社に対して、「役員等…の責任を追及する訴え…の提起を請求」し（同条1項本文）、A社が「請求の日から60日以内に責任追及…の訴えを提起しないときは」、「当該請求をした株主」であるXらは、A社「のために、責任追及…の訴えを提起することができる」（同条3項）。
 - 3 次に、その本案勝訴要件を検討するに、Xらとしては、A社の取締役であったYらは、「役員等…の責任」として、任務懈怠責任（423条1項）を負うと主張することが考えられる。そこで、その要件を検討する。
 - (1) まず、Yらは、A社の「取締役」（同項）であった。
 - (2) 次に、Yらが「任務を怠った」（同項）といえるか。Yらは、「取締役」として「法令…遵守」義務（355条）を負うところ、本件損失補填は、独占禁止法19条に違反する。そこで、独占禁止法19条が「法令」に含まれるかが問題となる。

ア 株式会社の取締役は、取締役会の構成員として会社の業務執行を決定し、あるいは代表取締役として業務の執行に当たるなどの職務を有するものであって、423条及び355条は、その職責の重要性にかんがみ、取締役が会社に対して負うべき責任の明確化と厳格化を図るものである。また、会社が法令を遵守すべきことは当然であるところ、取締役が、会社の業務執行を決定し、その執行に当たる立場にあるものであることからすれば、会社をして法令に違反させることのないようにするため、その職務遂行に際して会社を名あて人とする規定を遵守することもまた、取締役の会社に対する職務上の義務に属するというべきである。

したがって、「法令」には、会社法その他の法令中の、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれるものと解するのが相当である。

イ 独占禁止法19条の規定は、同法1条所定の目的達成のため、事業者に対して不公正な取引方法を用いることを禁止するものであって、事業者たる会社がその業務を行うに際して遵守すべき規定に他ならないから、「法令」に含まれることが明らかである。

ウ したがって、Yらには「法令…遵守」義務違反が認められ、「任務を怠った」といえる。
- (3) 次に、「これによって」、A社に補填相当額の「損害」（423条1項）が生じている。

(4) 最後に、任務懈怠責任は債務不履行責任の性質を有するから、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものである」(民法415条1項ただし書)と認められるかが問題となる。

ア 「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」という文言は、免責事由が債務発生原因に即して判断されるべきものであることを明らかにしたものであり、契約の場合には、免責の可否は契約の趣旨に照らして判断される。具体的には、当該契約の性質、契約をした目的、契約締結に至る経緯その他取引を取り巻く諸事情を考慮に入れて、損害賠償責任を免じることが相当かという観点から判断される。

イ Yらは、本件損失補てんが旧証券取引法等に違反するものでないかどうかについては重大な関心を有していたが、それが一般の投資家に対して取引を勧誘するような性質のものではなかつたことから、独占禁止法19条に違反するか否かの問題については思い至らなかつた。また、Yらのみならず、関係当局においても、証券取引については所管の大蔵省によって証券取引法及びその関連法令を通じて規制が行われるべきであるとの基本的理義から、証券取引に伴う損失補てんが独占禁止法に違反するかどうかという問題は、本件損失補填が行われた後1年半余にわたつて取り上げられることがなかつた。さらに、公正取引委員会は、第121回衆議院証券及び金融問題に関する特別委員会が開催された平成3年8月31日の時点においても、なお損失補填が独占禁止法に違反するとの見解を採つておらず、公正取引委員会が、本件損失補填を含む証券会社の一連の損失補填が不公正な取引方法に該当し独占禁止法19条に違反するとして、同法48条2項に基づく勧告を行つたのは、同年11月20日であつた。

このような事実関係の下においては、Yらが、本件損失補填を決定し、実施した平成2年3月の時点において、その行為が独占禁止法に違反するとの認識を有するに至らなかつたことにはやむを得ない事情があつたといふべきであつて、契約の趣旨に照らして損害賠償責任を免じることが相当といふべきである。

ウ したがつて、「債務者の責めに帰することができない事由によるものである」と認められる。

4 よつて、Xらの請求は認められない。

注) 平成29年債権法改正によつて、「債務者の責めに帰すべき事由」(同改正前民法415条後段)が「債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」(同改正後民法415条1項ただし書)と改められたところ、これは、契約の場合には免責の可否が契約の趣旨に照らして判断されるべきものであつて、「帰責事由=過失」を意味するものではないことを明らかにしたものであると

される（過失責任原則の否定）。かかる改正が任務懈怠責任をめぐる議論にどのような影響を与えるかは、なお明らかではない。